

令和6年度 第2回高知県いじめ問題対策連絡協議会  
《議事録（概要）》

|       |                           |                      |  |
|-------|---------------------------|----------------------|--|
| 1 日 時 | 令和6年12月5日（木）14時00分～15時30分 |                      |  |
| 2 場 所 | ザ クラウンパレス高知新阪急 3階 花の間     |                      |  |
| 3 出席者 | 濱 田 省 司（会長）               | 高知県知事                |  |
|       | 北 岡 秀 樹                   | 高知県小中学校長会 会長         |  |
|       | 高 野 和 幸                   | 高知県高等学校長協会 副会長       |  |
|       | 橋 本 和 紀                   | 高知県私立中高等学校連合会 会長     |  |
|       | 林 真 希                     | 高知大学教育学部附属小学校 副校長    |  |
|       | 池 永 彰 美                   | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長 |  |
|       | 阿 形 恒 秀                   | 千里金蘭大学 教授            |  |
|       | 川 竹 佳 子                   | 高知弁護士会               |  |
|       | 吉 川 清 志                   | 高知県医師会 常任理事          |  |
|       | 池 雅 之                     | 高知県臨床心理士会 会長         |  |
|       | 竹 内 信 人                   | 高知県市町村教育委員会連合会 会長    |  |
|       | 永 野 隆 史                   | 高知市教育長               |  |
|       | 藤 原 哲 朗                   | 高知地方法務局人権擁護課長        |  |
|       | 西 森 裕 哉                   | 高知県子ども・福祉政策部長        |  |
|       | 池 上 香                     | 高知県文化生活部長            |  |
|       | 長 岡 幹 泰                   | 高知県教育長               |  |
|       | 肥 本 裕 二                   | 高知県警察本部生活安全部長        |  |
|       | 藤 田 靖                     | 高知県中央児童相談所長          |  |

#### 4 概要

##### 会長挨拶

10月に公表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、本県の暴力行為の発生件数及びいじめの重大事態の発生件数は前年度から減少しており、1,000人当たりの不登校の児童生徒数も2年連続で全国平均値を下回っている。このことは、いじめや不登校等の早期の発見、課題の改善、必要な支援などに向け、学校を始めとする関係機関が、組織的に指導、支援する体制を整え、実行している成果と考えられる。しかしながら、本県におけるいじめの重大事態の件数は、依然全国平均より高く、本日の協議会では、本県におけるいじめの重大事態の実例を踏まえ、意見交換をしていただく。あわせて、県のいじめ防止基本方針の改定について、パブリックコメントや高校生からの意見を反映した最終案の内容や、今後の活用の方法などについて、協議していただきたい。

##### 「高知県いじめ防止基本方針」に基づく主要な取組の進捗状況

##### 事務局 《資料1-1、1-2に基づき説明》

資料1-1は、「高知県いじめ防止基本方針」に基づく主要な取組の進捗状況について、各施策の現段階での評価及び成果・課題、今後の取組を一覧にしたもの、資料1-2は、関係各課から提出された進捗管理表である。

資料1-1の3番、施策名称「児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する

発達支持的生徒指導の推進」では、「学校に行くのが楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合が、全国平均に対して小学校で1.0ポイント、中学校で1.5ポイント下回っており、今後、複数の教員が必然的に関わっていく指導体制を構築するために、引き続き小学校教科担任制や組織力向上アドバイザーによる学校訪問指導の取組の充実をさらに推進する。

7番「魅力ある学校づくりの推進」では、「中学1年生1,000人当たりの新規不登校生徒数を全国平均以下とする」という指標に対し、令和5年度は36.2人と前年度より微増している。小中学校の接続期において、小中の教職員が定期的に子どもの状況や学校の取組について共有、話し合う場を持てているかが課題であると考えられ、今後は各研修会や指定校の公開授業研修会等で、小中の話し合う場の効果的な持ち方や、組織的な取組を各校に汎化させ、実践できるよう働きかけていく。

8番「早期発見・早期支援の実施」では、「校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合を100%とする」という指標に対し、7月末時点で、校内支援会は定期的に100%行っているが、「専門家の見立てを基に」というところで、100%に至っていない学校があった。今後、子どもたちについての見立てだけでなく、教職員が子どもにどう対応していくかについても、専門家の支援をもらおうといったことも含めて周知し、100%を目指していく。

#### 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

##### 事務局 《資料2-1、2-2に基づき説明》

令和5年度の本県の1,000人当たりのいじめの認知件数は55.6件で、前年度比-1.6ポイントである。このことは、各学校におけるいじめ防止の取組の成果であると同時に、いじめの疑い等の兆候を見逃していないか留意する必要がある。1,000人当たりのいじめの解消率は77.8%で、前年度比+1.8ポイントである。また、いじめの重大事態の1,000人当たりの件数は0.12件で、県としては減少傾向となっている。

1,000人当たりの暴力行為発生件数は4.4件で、前年度比-0.2ポイントである。小中学校で減少が大きく、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して、学校に対して児童生徒への関わりや支援方法について助言・支援を行ってきたこと、学校においても、暴力行為の発生原因等について分析し、各学校の実態に応じた支援策を全教職員が共有し、実践してきたことが要因として挙げられる。

1,000人当たりの小中学校の不登校児童生徒数は34.3人で、前年度比+3.6ポイントであるが、昨年度に続き全国値を下回った。このことは、児童生徒が1人1台端末を使い、自分の気持ちを毎日表現できる「きもちメーター」等を活用し、不登校の兆しを早期把握し、早期対応に注力するとともに、専門家の見立てに沿った支援を行ったこと、校内サポートルーム等の子どもの居場所の確保に取り組んだことなどが要因と考えられる。

#### いじめの重大事態についての現状と課題

##### 事務局 《資料3に基づき説明》 ※資料3は、個別の事案に関する内容のため、非公開とします。

高知県のいじめの重大事態についての現状と課題について説明する。令和5年度、本県において、いじめによる重大な被害が生じた疑いがあるとして調査した件数は、8件となっている。

令和4年度と令和5年度のいじめ重大事態について比較し、課題等の分析を行ったところ、いじめが確認された事案は、ぶつかる、たたく、蹴るといった内容の暴力などの「有形力の行使」と、「暴言等の行使」「ネットいじめ」に分類される。「有形力の行使」は、前年度より減少しているが、把握しづらいネットいじめ等による重大事態については、減少していない。重大事態の傾向を踏まえた課題として、「暴言等の行使」や「ネットいじめ」は、周りの大人には見えにくく、気づきにくいいため、子どものサインを見逃すことがないよう、組織的な早期発見・対応の取組を継続して行う必要がある。また、子どもたちが自

分が発した言葉を相手にどう受けとめられるか等の理解を深める必要があると考える。

対策として、令和7年度はネットパトロールの強化を予定している。SNS上のいじめなど、AIを利用した不適切投稿の検索を行うことで、誹謗中傷の抑止、安心したネット利用につながるものであり、パトロールの回数を増やす予定である。新しい取組としては、いじめの予防教育の推進として、県立学校の子どもたちがいじめについて協議する地区別生徒意見交流会を開催する予定である。

## 委員

学級担任制である小学校では、いじめの早期発見のために、学級担任が子どもたち一人一人に寄り添い、実態を把握することが大切である。同時に、各学校で、教員が組織的にいじめを認知する力、対応する力を育成する必要がある。また、環境整備として、小学校における教科担任制の導入も考えられる。教科担任制は、いじめ防止の取組として必要な、授業の質を向上させ、わかる楽しい授業の実践や、学年団の教員による子どもの多面的な児童理解の推進などにも効果があると報告されている。教科担任制によって、学年力が高まり、いじめと生徒指導の問題を、担任1人で抱え込むことがなくなると考えられる。相談できる先生が増えたと感じている子どももあり、いじめが重大事態化しないよう、今後も各小学校で実情に応じた教科担任制を進め、子どもたちが相談しやすい環境を整備することも大切である。

最近、SNSによるいじめ事案を耳にすることが多いが、SNS上では、やはりいじめが見えにくく、学校だけでは対応に限界があるため、いかに家庭地域、関係機関が連携していくかが大切である。SNSでのトラブルでは、子どもたちは軽い気持ちで書き込んでいることがよくあり、重大なこととして捉えられない児童もいる。今後も、警察や補導センター等と連携し、機会を捉えながら、いじめが重大事態化しないよう、情報モラル教育に継続的に取り組むことが必要であると考えます。

## 委員

いじめの定義が変更されたこと、また、積極的ないじめの認知の取組を行うことは、トラブルが大きくなることを防ぐねらいがあつてのことと考える。そうした意味で、取組の効果が上がってきていると感じている。一方、周りが見えにくい、周囲が気づきにくいネットをきっかけとするトラブルは、学校が問題を把握したときには、すでに状況が進んでいることも多く、問題を把握してから対応の困難さを感じている。こうしたことへの予防の観点としては、当たり前のことだが、学校での人間関係づくりが土台であると考えます。また、情報モラル教育の充実の継続、学校だけではなく、多くの目で子どもを見守るいった工夫等、これまでの取組を丁寧につづけていくことが大切である。

## 委員

教育委員会として、いじめ防止対策推進法や文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に即して、いじめ重大事態調査を行ってきた。また、ここ数年は、生徒指導に関する校内研修の機会確保等により、発達支持的生徒指導の重要性を各学校に周知し、いじめに対する教職員の意識、感度を高めるとともに、いじめに対する対応方法等を共有することで、教職員のいじめ防止と対応のさらなるスキルアップに努めている。教員一人一人が発達支持的生徒指導の大切さを意識し、積極的にいじめ認知を行い、組織的対応が図られる学校、学級作りを進めること、そして、法務相談体制を整え、学校としての適切な対応や、児童生徒支援の充実が図られること、また、SNS上でのいじめといった学校だけでは対応が難しい事案については警察等の関係機関と連携した対応を取ることが、いじめの重大化を防ぐことにつながると、強く認識している。今後も、効果的な事業や取組を引き続き進めていく。

## 委員

警察がいじめを把握するのは、学校からの情報提供や被害児童等の当事者や保護者からの相談を通してである。また、警察が当初、暴力事案やトラブル等といった形で把握したことが、その後学校等との情報共有によって、いじめと判明することもあるため、学校や関係機関と警察との日常的な情報共有体制の構築が重要である。学校のみで対応するか判断に迷う場合や、相談するべきかどうか迷うケースでも、早い段階で積極的に警察に相談していただくことで、事態の深刻化防止につながると期待ができる。

ネットいじめに関する対策としては、学校と連携して、参観日やPTA集会等における保護者への啓発やSNSの安全利用等と呼びかける情報モラル教室といった児童生徒への啓発を行っている。また、警察本部少年課、少年サポートセンターに少年相談電話（ヤングテレホン）を設置しているが、被害児童等の中には、警察に相談できる窓口があることを知らないケースも考えられるため、周知を図っていく。

## 委員

結果が数値で示されており、その数値は取組の成果を示していると考えるが、一方、数字で評価することが難しい部分もある。例えば、「90日以上欠席している不登校児童生徒が、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの支援を受けている割合」については、何日から支援を受け始めたかということを見ていくべきではないか。子どもたちは、もっと早い時期に、頭が痛い、お腹が痛い、といった体調不良で受診しており、話を聞いていくと、学校の問題が出てくることも多い。そういった時点で、学校は子どもに対して働きかけができているのか。学校には、不登校担当者がおり、学校いじめ防止対策組織があり、数値としては対応できているが、経過はどうなのか。もう少し早く対応すれば、うまくいくケースもあるのではないか。医療では、事例を県下で共有、報告し、公表していることもあるが、教育では、事例を有効に活用できているのか。

また、資料1-2の「自分にはよいところがある」「自分のことが好きである」といった項目は、日本人特有の謙虚さもあり、やはり、日本人全体として変えていくようなことをやっていくことで、具体的な数字が上がっていけば、いじめや不登校を防げるようになるのではないか。早期発見・早期対応については、「きもちメーター」や「学校アンケート」「SOSの出し方の推進」といったことは、もちろんよいが、毎日毎日出たときに、例えば、学校のホームルームで短い時間に話をする等、小さいうちに対応していく形も大切である。「いじめの予防教育の推進」については、当事者が関わっていくことが大切である。「いじめをする人を少数派にする」という子どもたちの言葉を、ぜひ進めていただきたい。

## 事務局

「90日以上欠席」については、県の取組を全国と比較するために、問題行動等調査にある日数を指標としたが、経過の時間軸を踏まえた指標については、研究の余地があると考える。また、学校の内いじめは、学校の内いじめ防止対策組織に対応が任されているが、今回、学校が早い段階で市町村教育委員会、それから県に報告して、一緒に考え合うという姿勢が重大事態の減少につながったと捉えている。

「高知県いじめ防止基本方針（改定版）（案）」の周知・理解のための方策について

### 事務局 <資料4～資料8、参考資料2～3に基づき説明>

資料4は、「高知県いじめ防止基本方針」の改定について、高校生の意見をまとめたものである。上段は、県が作成した「高知県いじめ防止基本方針（高校生向け）（案）」（参考資料2）について、県立高等学校、特別支援学校高等部の生徒を対象に意見募集を行い、集まった意見をまとめたものである。下段は、それらの意見を踏まえ、11月に「高校生によるいじめ問題についての意見交流会」を開催し、高校生が協議した内容をまとめたものである。

資料５は、「高知県いじめ防止基本方針」の改定の概要である。今回の改定では、概要の④「子どもたちがいじめ問題を自分のこととして議論する場の設定」として、「学校いじめ防止基本方針」の見直しに、児童生徒が参画することを明記した。さらに、県が行う新たな取組として、高校生によるいじめ問題についての「地区別生徒意見交流会」の開催や、大人と子どもが、ともにいじめについて話し合う機会として、５月に「高知県いじめ防止月間」を設けることを予定している。

資料６は、昨年度から本協議会で協議いただいた内容に、パブリックコメント、高校生からの意見を反映した「高知県いじめ防止基本方針」の改定案である。県民の方々、子どもたちにもわかりやすい記載に全編を改め、高校生の意見を反映した箇所についても表示している。

資料７は「高知県いじめ防止月間」の実施に向けて、大人にも、いじめ問題について関心を持ち話し合ってもらうために、平成２６年に作成されたポスターをリニューアルしたものである。資料８は、現在、年度はじめに各学校に配布し、活用いただいている「高知家 やさしさいっぱい子ども宣言」である。

参考資料２「高知県いじめ防止基本方針（高校生向け）」は、現在、高知工業高等学校総合デザイン科の生徒に、より親しみやすいデザインを作成してもらっている。参考資料３の小中学生向けも、現在文言等修正作成中である。今後、完成したものを各学校に配布し、活用いただく予定である。

## 委員

いじめを自分事としてとらえて、意識していくためには、今回作成している参考資料３「高知県いじめ防止基本方針（小中学生向け）」を使って、４月当初に学級の中で共有し、考える時間を取ることが大切である。学級づくりを行っていく４月だからこそ、集団を作っていく中で、いじめ防止基本方針の内容を伝えることが必要だと考える。学校全体としては、管理職等が集会等で、児童全員に話をした後、伝える学級もあれば、伝えない学級もあるという状況が生じないよう、各学年学級で発達段階に合わせて、わかりやすく、抜かりなく伝えることが大切である。低学年では、具体的に実態に合わせて説明していくことも必要となってくる。保護者については、ホームページ上などでの周知に加え、参観日等を活用し、子どもとともに家庭で考える時間も取れるようにしていきたい。児童会等を使って、全校で取組を考える機会を取るなど、みんなが意識できる場を作っていくことが大切だと考えている。

## 委員

私立学校の関係の所管では、これまでいじめ防止対策推進法の施行や高知県いじめ基本方針の策定・改定に当たり、私立学校に対して、体制整備等の取組をお願いしてきた。今回の改定についても、学校部長会等で周知を行い、改定内容についての理解を促進し、学校における「いじめ防止基本方針」の見直しや、学校において改めて、いじめ防止について再認識していただく機会としたい。高校生向け、中学生向け、また大人向けについても、私立学校にも情報を示し活用を促進する。

## 委員

今回の改定版は、文章が易しく、わかりやすくなっており、今までとは違う印象を受けた。また、子どもからの「教室がきれいだと心が落ち着く」「先生に余裕があればいじめは起きないと思う」といった意見も心に落ちた。地域で見守ってつなぐということが、民生委員・児童委員の役目の一つであり、地域の学校とつながり、子どもたちを知り、学校のお手伝いをしたい。そのためにも、学校の人権教育や道徳の参観日にいじめについてのことも、学校から教えていただきたい。また、地域の団体や町内会の会合などに出ていただいたときにも共有してもらいたい。５月１２日は、民生委員・児童委員の日となっている。「高知県いじめ防止月間」が５月ということであり、一緒に活動できたらと考えている。

## 委員

今回、臨床心理の立場から、科学・サイエンス的な視点、理論的な考え方の視点、そして現場の声の3つの視点からお伝えしたい。サイエンス的な視点としては、今回数値データがしっかり出ており、減少している部分は、素直に評価してよいと考えている。その裏付けとして、不登校の対応において、9割以上の様々な指導や助言をしているといったこと、この成果の表れは、偶発的なものではなく、それなりの背景があつてのことと考える。2点目の、理論的な考え方の視点としては、わかりやすい方法でいじめの問題を、しかも実践的に、さらに当事者であるところの児童生徒からしっかりと声を聞いて、それを内容に反映させているところが大きい。そして、このいじめの防止対策的な対応も、高知県の状況に合わせて、ちゃんと段階を踏みながらここまで来ているという思いがある。最後の、現場の実践的な声ということで考えると、学校の先生方の声かけが以前から比べて非常に適切で穏やかな感じになってきているという印象がある。実際、学校現場では、以前は「廊下を走らない」といった禁止的な表現であつたものが、「廊下を歩きましょう」といった、肯定的にメッセージを伝えるような内容が多くなってきており、いじめになりにくい、不登校になりにくい構造が徐々にできてきていると感じている。

## 委員

問題行動調査で注目したところは、全国で1,300余りの重大事態の中で、いじめとして認知していなかった件数が4割弱あることである。本県においては8件のうち1件だが、これは、気がついた段階で重大事態であつたということであり、こういった問題を検証していくのが大事である。また、それは、学校だけに責任を問うのではなく、むしろ社会総がかりで対応していく、という観点で、データではなく、事例検討といった形で検証する必要があると考える。

基本方針の改定では、子どもの意見を反映させることは非常に意味があつたと感じている。基本方針は、ともすれば、いじめの定義、組織、積極的な認知、早期発見、組織で対応といった学校に関わることに収まる傾向があるが、「いじめ防止対策推進法」で忘れてはならないのは、第4条「児童等は、いじめを行ってはならない」というところである。すなわち、学校の管理の問題だけではない。今回の高校生たちからの意見は、必然的に、いじめとは何か、といった第4条に集約されるものである。「いじめを受けた人のメッセージを発信するのが大事」「いじめている側の人の心のケアも大事」、そういった意見が出てきてるところも素晴らしい。「大人には仲裁者になって欲しい」という、関係修復的な、教育の言葉で言うところの集団づくり、といったことを先生に期待したい、という意見が出ているところも意義深かつたのではないかと考える。

## 会長挨拶

今回、いじめの重大事態の主なケースについて意見交換を行い、やはり早期発見・早期対応が肝であること、関係機関の協力が非常に重要であることを改めて確認できた。来年度以降に向けて、いじめの重大事態について、専門家の方々、あるいは幹事会のレベルで個々のケースについて検証し、いわば代表者レベルである本協議会で共有することで、より意義深い協議を行い、早期発見・早期対応についての関係機関も含めた具体的な対応のイメージについて共有することができるのではないかと考えた。また、当事者である高校生の意見を聞くというプロセスを経て、「高知県いじめ防止基本方針」が改定された。第4期高知県教育振興計画についても、策定時に高校生の意見を聞くというプロセスを取ったが、いじめ防止という具体的な問題に関しても新しい試みを行い、本日の協議の中でも、従前に比べてより分かりやすい形のものできたという声もいただいた。この基本方針が現場で効果が上がる基本方針になるよう、また、現場や関係機関で生かしていただけるよう、皆さんの協力を得て、実行に移していきたい。